



平成31年3月期

1. 会社の概況

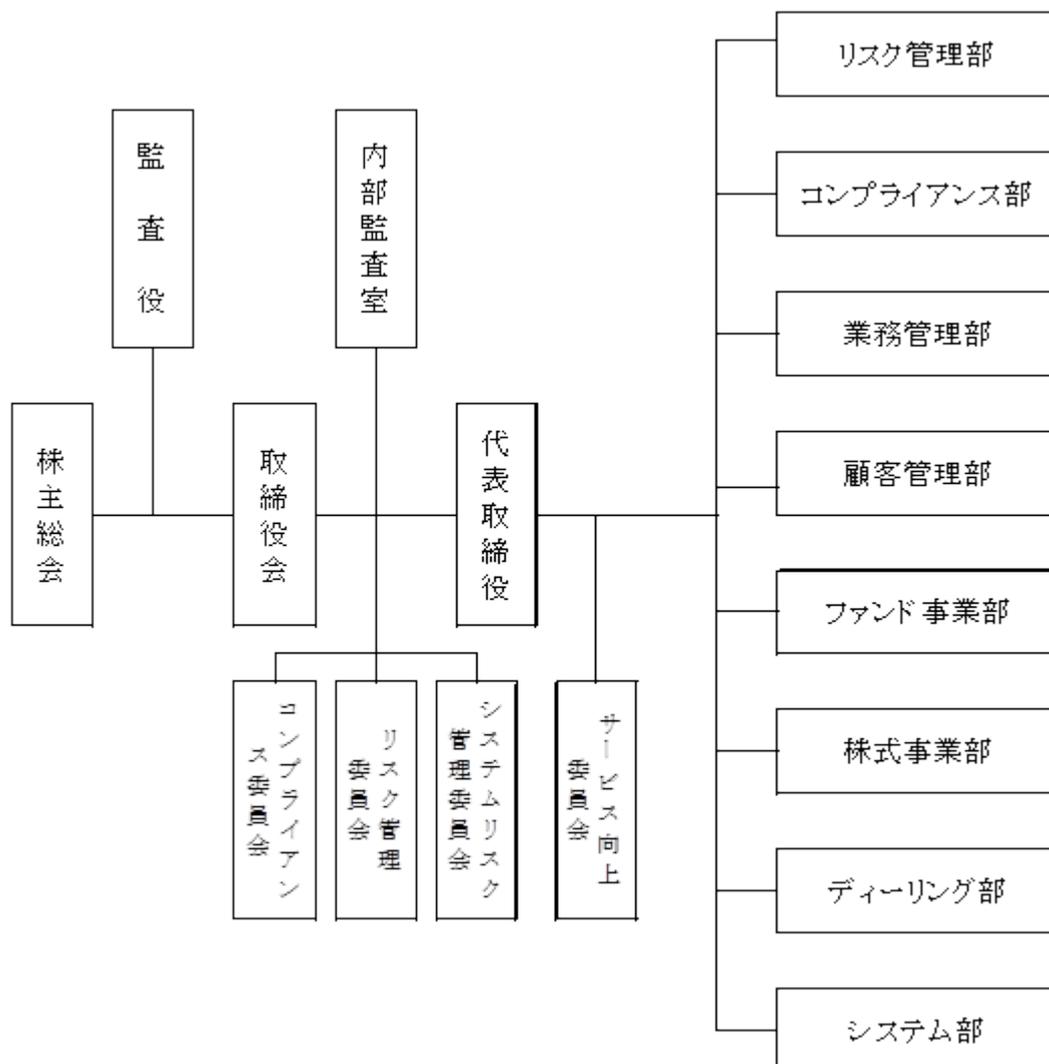
① 商号、許可年月日等

商号又は名称 株式会社 DMM.com 証券
 代表者名 代表取締役 谷川 龍二
 所在地 東京都中央区日本橋二丁目 16 番 11 号
 電話番号 0120-961-522
 許可年月日 平成 23 年 1 月 1 日
 加入協会 日本商品先物取引協会
 会社の沿革

年 月	沿 革
平成 18 年 12 月	株式会社 S V C 証券として会社設立
平成 19 年 8 月	証券業登録 (関東財務局長(証)第 300 号)
平成 19 年 8 月	金融先物取引業登録 (関東財務局長(金先)第 181 号)
平成 19 年 9 月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業者 (関東財務局長(金商)第 1629 号)
平成 19 年 10 月	金融商品取引業務 (有価証券・F X) 営業開始
平成 19 年 10 月	S V C T r a d e r 取扱開始
平成 20 年 6 月	店頭有価証券デリバティブ取引業務開始 S V C C F D 取扱開始
平成 21 年 7 月	商号変更 (株式会社 D M M . c o m 証券)
平成 21 年 7 月	D M M F X 取扱開始
平成 22 年 3 月	D M M C F D 取扱開始
平成 23 年 1 月	商品先物取引業者の認可
平成 24 年 9 月	外為ジャパン F X 事業承継
平成 24 年 10 月	外為ジャパン C F D 事業承継
平成 29 年 6 月	金融商品取引業者変更登録 第二種金融商品取引業者
平成 29 年 8 月	D M M バヌーシー取扱開始
平成 30 年 4 月	D M M 株取扱開始

② 事業の内容

(1) 経営の組織



(2) 事業の内容

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

該当事項はありません

ロ. 外国商品市場取引に係る業務

該当事項はありません

ハ. 店頭商品デリバティブ取引に係る業務

当社は、SAXO BANK A/S をカバー取引先として、店頭商品デリバティブ取引を行っております。なお、当社で取引できる商品は以下の通りです。

取引の種類	取引の対象とする商品又は商品指数
店頭差金決済取引（法2条14項2号）	金鉱、銀鉱、石油

ニ. 国内商品市場における取引を行う業務

該当事項はありません

(b) 兼業業務

第一種金融商品取引業・第二種金融商品取引業

③ 営業所、事務所の状況

名 称	所 在 地
本 店	東京都中央区日本橋二丁目7番1号

④ 財務の概要

	平成31年3月期
(a) 資本金	9,800,000 千円
(b) 営業収益	9,870,929 千円
(c) 受入手数料	156,953 千円
(d) トレーディング損益	9,607,739 千円
(e) 経常損益	△770,787 千円
(f) 当期純損益	△790,659 千円
(g) 純資産額規制比率	349.9 %

⑤ 発行済株式総数（平成31年3月31日現在）

発行済株式総数 1,719,000 株

（注）当社の株式は非上場です。

⑥ 上位10位までの株式の氏名等（平成31年3月31日現在）

氏名又は名称	保有株式数	割合
1. 株式会社 DMM FX ホールディングス	1,719,000 株	100.00%
合計 1名	1,719,000 株	100.00%

⑦ 役員の状況（平成31年3月31日現在）

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役	谷川 龍二	有	常勤
取締役	吉永 努	無	常勤
取締役	坂井 伸司	無	常勤
監査役	小澤 公一	無	非常勤

⑧ 役員及び使用人の数（平成31年3月31日現在）

	役員		使用人	合計
		うち非常勤		
総数	3名	1名	72名	75名
（うち外務員数）	（1名）	（0名）	（46名）	（47名）

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

当事業年度の商品先物取引業における営業収益は 807,868,723 円となりました。当該商品先物取引業の内訳は店頭商品デリバティブ取引に係る業務であり、国内商品市場取引並びに外国商品市場取引の取扱実績はありません。

(1) 受入手数料部門

(a) 国内商品市場取引

該当なし

(b) 外国商品市場取引

該当なし

(c) 店頭商品デリバティブ取引

該当なし

(2) トレーディング部門

(a) 国内商品市場取引

該当なし

(b) 外国商品市場取引

該当なし

(c) 店頭商品デリバティブ取引

営業収益 807,868,723 円

(3) その他部門（兼業業務：第一種金融商品取引業・第二種金融商品取引業）

営業収益 9,063,061,044 円

② 取引開始基準

個人のお客様の場合

- (1) 取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。
- (2) ご自身の判断と責任により取引を行うことができること。
- (3) 日本国内に居住する満 20 歳以上 75 歳未満の行為能力を有する個人であること。
- (4) 自己資産が 10 万円以上あること。
- (5) 本取引にかかる法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (6) ご自身専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。
- (7) パソコンでお取引することができる環境があること。
- (8) 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
- (9) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。
- (10) ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
- (11) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。
- (12) 振込先預金口座は、国内に存するご本人様名義の金融機関口座を指定すること。

(13) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類として当社の指定するものをご提出いただけること。

(14) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できること及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。

(15) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。

・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。

・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。

・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。

・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。

・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情に鑑み、当社が反社会勢力と認めたものを含みます。

(16) 日本証券業協会及び一般社団法人金融先物取引業協会並びに日本商品先物取引協会の会員の役職者等ではないこと。

(17) その他当社が定める基準を満たしていること。

法人のお客様の場合

(1) 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。

(2) 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。

(3) 資本金の額が 500 万円以上あり、設立から 1 年以上経過していること。

(4) 本取引にかかる法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。

(5) 取引担当者の判断と責任により取引を行うことができること。

(6) 法人様専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。

(7) パソコンでお取引することができる環境があること。

(8) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。

(9) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。

(10) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。

(11) 振込先預金口座は、国内に存する法人様名義の金融機関口座を指定すること。

(12) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類をご提出いただけること。

(13) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。

・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社

会的勢力に該当しないこと。

- ・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
- ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
- ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会勢力と認めたものを含みます。

(14) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。

(15) その他当社が定める基準を満たしていること。

※当社の定める「取引担当者」の基準の主なもの以下のようになっております。

<取引担当者基準>

- 取引担当者は1口座につき1名。
- 取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- 法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。
- 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- 口座名義人である法人に籍があること。
- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
 - ・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
 - ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
 - ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令その他の事情に鑑み、当社が反社会勢力と認めたものを含みません。
- 取引担当者の判断と責任により取引を行うことができること。
- その他当社が定める基準を満たしていること。

③ 顧客数（平成31年3月31日現在）

顧客数 71,295名

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	178,027,668	流動負債	143,582,918
現金・預金	13,599,546	信用取引負債	5,758,606
預託金	118,330,200	短期借入金	2,200,000
トレーディング商品	121,256	預り金	1,521,340
信用取引資産	5,754,294	受入保証金	128,706,616
立替金	165	前受金	144,000
短期差入保証金	18,613,202	未払金	329,495
支払差金勘定	16,239,942	未払費用	4,814,972
前払金	44,400	未払法人税等	1,900
前払費用	28,909	ポイント引当金	105,986
未収入金	1,376,787	固定負債	8,103,418
未収収益	3,196,145	長期借入金	6,600,000
その他の流動資産	722,818	その他の固定負債	1,503,418
固定資産	4,359,162	引当金	20,881
有形固定資産	221,464	金融商品取引責任準備金	20,881
建物	146,533		
器具・備品	74,931		
無形固定資産	455,573		
ソフトウェア	455,573		
投資その他の資産	3,682,124		
長期差入保証金	279,000		
長期前払費用	136,114		
出資金	3,198,070		
その他投資等	8,000		
長期立替金	803,734		
貸倒引当金	△742,795		
繰延資産	290,779		
開業費	290,779		
		負債合計	151,707,217
		純資産の部	
		株主資本	30,970,392
		資本金	9,800,000
		資本剰余金	7,390,000
		資本準備金	7,390,000
		利益剰余金	13,780,392
		その他利益剰余金	13,780,392
		純資産合計	30,970,392
資産合計	182,677,610	負債純資産合計	182,677,610

② 損益計算書

損 益 計 算 書

自 平成 30 年 4 月 1 日

至 平成 31 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	9,870,929
純営業収益	9,801,544
販売費・一般管理費	10,391,472
取引関係費	6,119,643
人件費	645,515
不動産関係費	707,095
事務費	2,447,080
租税公課	155,261
減価償却費	287,345
その他	29,531
営業利益	△589,927
営業外収益	418,183
受取利息	53,970
競走馬ファンド損益分配	340,166
その他	24,047
営業外費用	599,043
支払利息	91,130
競走馬ファンド損益分配	507,350
その他	563
経常利益	△770,787
特別利益	12,531
特別損失	28,603
税引前当期純利益	△786,859
法人税、住民税及び事業税	3,800
当期純利益	△790,659

③ 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
前期末残高	9,800,000	7,390,000	15,179,052	32,369,052	32,369,052
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 608,000	△ 608,000	△ 608,000
当期純利益			△ 790,659	△ 790,659	△ 790,659
当期変動額合計	0	0	△ 1,398,659	△ 1,398,659	△ 1,398,659
当期末残高	9,800,000	7,390,000	13,780,392	30,970,392	30,970,392

④ 個別注記表

別添参照

⑤ 監査に関する事項

当期の財務諸表等について永和監査法人による会計監査を受け、監査報告書を受領しております。

個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」(平成 18 年 2 月 7 日法務省令第 13 号)の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和 49 年 11 月 14 日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

〔継続企業の前提に関する注記〕

該当事項はありません。

〔重要な会計方針〕

1. トレーディング商品に属するデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属するデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物附属設備 定額法

主な耐用年数は次の通りであります。

建物附属設備 3 年～15 年

器具備品 定率法

主な耐用年数は次の通りであります。

器具備品 4 年～15 年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

③投資その他の資産

長期前払費用については定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

開業費は入厩前の競走馬に係わる費用を計上しております。入厩時点で、全額償却しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸し倒れに備えるため、個別に必要と見込まれる額を計上しております。

ポイント引当金

取引促進のため顧客へ付与した取引ポイントの期末における未使用残高のうち、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

控除対象外消費税の会計処理は、租税公課で費用処理しております。

注記事項

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 74,789 千円

3. 関係会社に対する金銭債務
- | | |
|--------|--------------|
| 短期金銭債務 | 2,208,034 千円 |
| 長期金銭債務 | 6,600,000 千円 |

4. 特別法上の準備金について

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第 46 条の 5 の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 175 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

[損益計算書に関する注記]

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

支払手数料等 6,894 千円

営業取引以外の取引による取引高

支払利息 91,130 千円

3. 営業外収益の内訳

営業外収益のうち主なものは以下のとおりです。

信託利息 53,521 千円

国税等還付加算金 23,991 千円

匿名組合事業に係る収益 340,166 千円

4. 営業外費用の内訳

営業外費用のうち主なものは以下のとおりです。

支払利息 91,130 千円

匿名組合事業に係る損失 281,311 千円

匿名組合事業自社持ち分に係る損失 226,038 千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 発行株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	1,719,000	—	—	1,719,000

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類)	配当金の総額	基準日
2018年6月29日 定時株主総会	普通株式	608百万円	2018年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類)	配当金の総額	基準日
2019年6月28日 定時株主総会	普通株式	-百万円	2019年3月31日

[税効果に関する注記]

繰延税金資産

貸倒引当金	227,443 千円
繰越欠損金	156,876 千円
ポイント引当金	32,453 千円
トレーディング損益否認	18,573 千円
金融商品取引責任準備金	6,393 千円
未払キャッシュバック	4,874 千円
その他	11,791 千円
小計	458,405 千円
評価性引当額	△458,405 千円
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産の純額	-

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品に対する取組方針

当社は、店頭デリバティブ取引（金融商品取引法に基づく店頭デリバティブ取引及び商品先物取引法に基づく店頭商品デリバティブ取引）業務を行っております。顧客からの注文は当社が相手となり取引を成立させる相対取引（店頭取引）であり、受注した注文はカウンターパーティ（銀行等）にカバー取引、又は自己の保有ポジションとなります。保有ポジションのリスク管理は極めて重要であると認識しており、リスク管理規程及び社内規程等に基づき厳格にリスクを検証し管理しております。

資金調達に関しては、金融機関からの借入金はなく、親会社からの借入金で運営しております。事業計画に基づき必要に応じて増資、借入により資金調達しております。

顧客から預託を受けた証拠金は金銭信託として、当社固有の資産と区分して信託銀行に預託しており、この預託された信託財産は、法令で定められた預貯金等で運用されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 31 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,599,546	13,599,546	-
(2) 預託金	118,330,200	118,330,200	-
(3) トレーディング商品	121, 256	121, 256	-
(4) 信用取引貸付金	3,506,630	3,506,630	-
(5) 信用取引借証券担保金	2,247,663	2,247,663	-
(6) 短期差入保証金	18,613,202	18,613,202	-
(7) 支払差金勘定	16,239,942	16,239,942	-
資産 計	172,658,442	172,658,442	-
(1) 信用取引借入金	3,499,339	3,499,339	-
(2) 信用取引貸証券受入金	2,259,266	2,259,266	-
(3) 預り金	1,521,340	1,521,340	-
(4) 受入保証金	128,706,616	128,706,616	-
(5) 短期借入金	2,200,000	2,200,000	-
(6) 長期借入金	6,600,000	6,607,773	7,773
負債 計	144,786,563	144,794,336	7,773

※デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものは該当ありません。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

[資産]

(1) 現金及び預金、(2) 預託金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) トレーディング商品

カウンターパーティに対するポジションを時価評価した結果の見合勘定であるため、期末日の直物為替相場により円建て換算しております。

(4)信用取引貸付金、(5)信用取引借証券担保金

信用取引資産((4)信用取引貸付金、(5)信用取引借証券担保金)は顧客の信用取引に伴う顧客への貸付金と証券金融会社への担保金であり、前者は顧客の意思による反対売買等により決済が行われ、後者は貸借取引業務において値洗いされる担保金であることから、短期間で決済されるとみなして帳簿価額を時価としております。信用取引負債((1)信用取引借入金、(2)信用取引貸証券受入金)は顧客の信用取引に伴う証券金融会社からの借入金と顧客の信用取引に係る有価証券の売付代金相当額であり、前者は値洗いされ、後者は顧客の意思による反対売買等により決済が行われることから、短期間で決済されるとみなして帳簿価額を時価としております。

(6)短期差入保証金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(7)支払差金勘定

顧客のポジションを時価評価した結果の見合勘定であるため、期末日の直物為替相場により円建て換算しております。

[負債]

(1)信用取引借入金、(2)信用取引貸証券受入金

資産(4)信用取引貸付金、(5)信用取引借証券担保金参照

(3)預り金、(5)短期借入金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)受入保証金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(6)長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	3,198,070
長期預り金(その他固定負債)	1,503,418

[関連当事者との取引に関する注記]

1.親会社及び法人主要株主

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱DMM FXホールディングス	被所有 直接 100%	資金借入	借入利息	35,856	長期借入金	3,500,000
親会社	㈱DGホールディングス	-	コンサルティング報酬 資金借入	コンサル料	5,300	関係会社未払費用	540
				借入利息	55,274	短期借入金	2,200,000
				-	-	長期借入金	3,100,000
財務諸表作成会社 と同一の親会社を もつ会社	㈱DMM.com ラボ	-	広告代理等	広告代理等	863,107	-	-
				サーバー費用	2,472	-	-

財務諸表作成会社 と同一の親会社を もつ会社	(株)DMM. com	-	広告代理等	広告代理等	738,614	関係会社 未払費用	61,637
財務諸表作成会社 と同一の親会社を もつ会社	(株)DMM FinTech	-	FX・CFD・馬事 業・株事業 システム被提供	システム 利用料等	5,596,240	関係会社 未払費用	475,390
				事務所家賃 分担金	80,475	-	-

※1. 広告費等、コンサル料及びシステム利用料等については、協議の上契約に基づき決定しております。

2. 劣後借入にかかる借入利率については、劣後債の特性を勘案した上で決定した利率によっております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 18,016 円 52 銭

1株当たり当期純損失 ▲459 円 95 銭